

奈良県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第六十三号

奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

奈良県営住宅条例（昭和三十九年四月奈良県条例第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八条」を「第四十八条—第四十八条の十一」に改める。

第三条中「県営住宅」の下に「（共同施設を含む。）」を加える。

第四条第二項に次の二号を加える。

### 五 インターネット

六 前各号に掲げるもののほか、知事が適切と認める方法

第七条に次の二項を加える。

4 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十条に規定する居住制限者については、前条第三号に掲げる条件を具備する者を同条第一号、第二号及び第四号に掲げる条件を具備する者とみなす。

第十条第四項中「入居者が入居後三月以内に退去した」を「知事は、第十六条（第四号を除く。）の規定により入居の決定を取り消した」に改める。

第十四条第一項中「県内に住所を有し、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同等以上の収入のある」を「次の各号のいずれにも該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 国内に住所を有する者であること。

二 独立の生計を営む者であること。

三 入居決定者と同等以上の収入のある者であること、又は一定の資産を有する等入居決定者の債務を負担する能力があると認められる者であること。

第十七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、知事が年度の中途中において次条第五項において準用する同条第二項の規定により収入を認定したときは、当該認定をした日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降の毎月の家賃は、当該収

入に基づき前項の規定の例により算出した額とする。

第十八条に次の二項を加える。

4 入居者は、年度の中途において次の各号のいずれかに該当したときは、知事に対し、規則で定めるところにより、収入を申告しなければならない。

一 収入が著しく変動し、家賃の額の変更の必要が生じた場合

二 知事が第三十三条の規定による請求により入居者の収入が著しく変動したと認め、

収入の申告を求めた場合

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による収入の申告について準用する。

第二十二条第一項中「ときは、」の下に「同居を必要とする理由を明らかにした上で」を加え、同条第二項に次のただし書きを加える。

ただし、第一号に該当する場合において、入居者が病気にかかつてていることその他の特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第二十六条第一項中「第十八条第二項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加える。

第二十八条第一項中「第十七条第三項」の下に「及び第四項」を加え、同条第二項中「第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第三十条第一項中「及び」の下に「第四項並びに」を加え、同条第三項中「第三項」の下に「及び第四項」を加え、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第三十三条中「第十七条第三項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める。

第三十六条及び第三十七条中「第十七条第三項」の下に「若しくは第四項」を加える。

第四十三条中「及び第四項」を「及び第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第四十七条中「（第三項）の下に「及び第四項」を、「第十七条第三項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める。

第四十八条に見出しとして「（駐車場の使用許可）」を付し、同条第一項中「この条において」を削り、「者」を「もの」に改め、同条第二項から第六項までを削り、同条の次に次の十条を加える。

（駐車場使用者資格）

**第四十八条の二 駐車場を使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当す**

るものとする。

一 次のいずれかに該当する者であつて自ら使用するため駐車場を必要とするもの

ア 公営住宅の入居者又は同居者

イ 第三十九条第二項の許可を受けた社会福祉法人等

ウ みなし特定公共賃貸住宅の入居者又は同居者

二 前号に掲げる者の組織する団体（以下この章において「団体」という。）

（使用許可の申請）

**第四十八条の三** 第四十八条の許可（以下この章及び第五十二条の二において「使用許可」という。）を受けようとするものは、使用許可を受けようとする日の一月前までに、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

2 団体が使用許可を受けようとするときは、前項の申請書のほか、規則で定める事項を記載した計画書を提出しなければならない。

（使用の決定方法等）

**第四十八条の四** 前条の使用許可の申請の数が使用させるべき駐車場の数を超える場合における使用させるべきものの選考は、知事が定める方法によつて行うものとする。

2 知事は、駐車場を使用させるものを決定したときは、当該使用許可を受けたものに對し、その旨及び使用許可の開始日を通知するものとする。

（変更許可等）

**第四十八条の五** 使用許可を受けたものは、当該使用許可を受けた事項について変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 前条第一項の規定は、前項の許可について準用する。

3 使用許可を受けたものは、駐車場を明け渡そうとするときは、明け渡そうとする日の一月前までに、知事に届け出なければならない。

（使用料）

**第四十八条の六** 駐車場の使用料は、使用許可の開始日から駐車場を明け渡した日まで徴収する。

2 使用料は、毎月末（月の中途中で明け渡した場合は、明け渡した日）までにその月（一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とする。）分を納付しなければならない。

3 每月の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料以下で、規則で定める。

4 知事は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又はその額を減免することができる。

(報告、検査等)

**第四十八条の七** 使用許可を受けた団体は、毎年五月末日までに、規則で定める事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、使用許可を受けたものに対し、必要な限度において、その許可の内容に関し報告を求め、又はその職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(使用許可の取消し等)

**第四十八条の八** 知事は、使用許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許可を受けたものに対する使用許可を取り消し、駐車場の明渡しを請求することができる。

- 一 第四十八条の二に規定するものでなくなつたとき。
- 二 正当な理由がなく、一月以上駐車場を使用しないとき。
- 三 不正の行為によつて使用許可を受けたとき。
- 四 使用料を三月以上滞納したとき。
- 五 駐車場又はこれに附帯する設備を故意に損傷したとき。
- 六 前条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 七 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を來す行為をしたとき。
- 2 前項の規定により駐車場の明渡しの請求を受けたものは、速やかに当該駐車場を明け渡さなければならぬ。
- 3 知事は、第一項の請求を受けたものに対し、当該請求の日の翌日から当該駐車場を明け渡す日までの期間については、毎月、使用料の二倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

(駐車等の禁止)

**第四十八条の九** 使用許可を受けた場合を除くほか、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く。）をいう。以下同じ。）が公営住宅の敷地内に引き続き十二時間以上駐車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一条第一項第十八号に規定する駐車をいう。以下同じ。）することとなる行為

二 自動車が夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）公営住宅の敷地内に引き続き八時間以上駐車することとなる行為

2 知事は、前項各号に掲げる行為その他の公営住宅の敷地内での駐車であつて、公営住宅の管理上支障があると認める行為があるときは、当該行為をしている者に対し、駐車の禁止、自動車の移動その他必要な措置を命ずることができる。

3 前項の措置を命ぜられた者は、速やかに自動車の移動その他必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、第二項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者が必要な措置を履行しないときは、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を同項の措置を命じた者から徴収することができる。

（準用）

**第四十八条の十 駐車場の管理**については、第二十一条第二項及び第三項並びに第二十五条の規定を準用する。この場合において、第二十一条第三項本文中「模様替又は増改築」とあるのは、「形質の変更」と読み替えるものとする。

（その他）

**第四十八条の十一** この章に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第四十九条中「前章」を「第五章」に改める。

第五十二条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 駐車場の使用料（以下「利用料金」という。）の收受等に関する業務

第五十二条の次に次の二条を加える。

## (利用料金)

**第五十二条の二** 第五十条第一項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、使用許可を受けたものは、利用料金を指定管理者に支払わなければならぬ。

2 利用料金の額は、第四十八条の六第三項に規定する使用料の額を超えない範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として收受するものとする。

4 指定管理者は、知事の定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

5 知事は、指定管理者に收受させた利用料金の総額がその業務に比して過大であると認める場合その他特別の事情があると認める場合は、当該收受した利用料金の一部を県に納付させることができる。

第五十三条第三項の表第三十三条の項中「第十七条第三項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良県営住宅条例（以下「新条例」という。）第六章の規定は、平成二十五年四月一日以後の駐車場の使用に係る許可の申請及び当該申請に係る許可について適用する。

### （経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良県営住宅条例第四十八条第三項の規定により駐車場の使用の許可を受けているもの（以下「団体」という。）であつて、平成二十五年四月一日以後も引き続き当該許可を受けようとするものは、次の各号に掲げる書類を、当該各号に掲げる日までに知事に提出しなければならない。この場合において、その申請に対し許可又は不許可の処分があるまでの間は、なお引き続いて駐車場を使用することができる。

一 新条例第四十八条の三第一項の申請書 平成二十五年三月三十一日

二 新条例第四十八条の三第二項の計画書 知事が別に定める日

3 前項第一号の書類の提出がない場合又は前項の申請に対し不許可の処分があつた場合において、平成二十五年三月三十一日において団体を組織し、現に駐車場を使用

している者のうち、同年四月一日以後も引き続き駐車場を使用しようとするものは、同日から一月以内に、新条例第四十八条の三の規定による使用許可の申請をしなければならない。この場合において、その申請に對して許可又は不許可の処分があるまでの間は、なお引き続いて駐車場を使用することができる。